

別表

指定自動車整備事業の申請（届出）の提出・添付書面一覧表

番号	提出又は添付する書面及び添付又は記載を省略することができる書面	根拠条文	様式番号	申請事項		変更等届出事項																			
				指定申請	指定申請（廃止新規）	対象とする自動車の種類	その他業務の範囲	事業者		事業場		完成検査場の位置又は面積	検査用機械器具の名称・型式	自動車検査員の氏名	廃止届	共用は設備の及所所在地氏名	使用位置又はた面完成検査場	使用名称約し型式検査は用数機械器具	兼る任事業場の検査員及常駐して地						
								氏名又は名称	住所	名称	所在地									行政上	移転				
1	新規申請書	(規則第1条第1項)	第1号様式	①	○																				
2	申請者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革	(平成14年国自整第63号)		○	○																				
3	完成検査場の位置及び面積を記載した平面図等	(平成14年国自整第63号)	第1号様式（認証）	※1						※1	※1														
4	事業場組織図	(平成14年国自整第63号)		②	○																				
5	貸借対照表及び損益計算書	(規則第1条第2項第6号)		①	○																				
6	自動車検査員（選任・変更）届出書	(規則第1条第2項第4号) (規則第4条及び第5号)	第4号様式	○	○		○	○	○		○		○										○		
7	変更（届出・申請）書	(平成14年国自整第63号)	第2号様式			○	○	※2	※2	※2	※2	※2	○	○				③	○	○					
8	廃止届出書	(平成14年国自整第63号)	第3号様式											○											
9	検査用機械器具の基準適合性試験成績表（備付け後1年以内のもの）又は有効な校正結果証明書等（写）	(規則第1条第2項第3号)		○							④	○			○	④	○								
10	自動車検査員教習修了証明書（写）等	(平成14年国自整第63号)		⑤										⑤											
11	共用 当該設備の維持管理体制を記載した書面 当該設備の共同使用に関する契約書の写（同一事業者にあつては確認書） 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積図 その他必要と認められる資料	(規則第1条第2項第5号)		○											○										
12		(規則第1条第2項第5号)		○	○											○						○			
13		(規則第1条第2項第5号)		○												○	○								
14					○	○																			

- (注) 1. ①及び②は、優良自動車整備事業者の認定を受けている事業場（特殊整備工場の認定は除く。）にあつては、新規申請書（第1号様式）中の、機械・工具及び計器類、車検実績、最近3ヶ月間における月平均車種別整備実績表の記載を省略ことができ、また貸借対照表及び損益計算書の添付を省略できるものとする。ただし、事業場組織図、機械器具及び計器類の保有状況一覧表については、認定以降変更がある場合は添付すること。
2. ③は、共用設備の所有者の単なる氏名又は名称及び所在地の変更の場合は、第2号様式のみでよい。
3. ④は、自動車検査用機械器具（定置式）の配置が変更になった場合に添付する。
4. ⑤は、事業場を管轄する運輸支局で中部運輸局長の行う教習を修了した者については、届出書の資格要件欄に教習修了運輸局、教習修了番号及び修了年月日を記載することにより添付を省略することができる。
5. ※1は、認証申請時に記載した申請書の事業場平面図（写）に追記することにより。事業場平面図には自動車検査用機械器具の配置状況、整備用の主要な設備及び機器の配置状況、作業工程図を記載すること。
6. 申請書宣誓書欄、番号2の申請者（法人又は個人企業）の沿革、番号5及び番号14の営業譲渡契約書、株主総会議事録等は、指定申請（廃止新規）であつて事業場が複数の場合は、代表事業場へ記入又は添付するのみでよい。
7. ※2は、2号様式（認証）にて提出すること。
8. 申請者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革は、自動車特定整備事業（認定、指定含む）については記載を省略することができる。
9. 事業場組織図には、担当業務毎に担当者の氏名、経験年数、整備士等の資格等を記載すること。